

群馬県報



目次

告示

- 免税証の亡失 (税務課) 一
- 救急病院の変更届出 (医務課) 二
- 同 (下水道環境課) 二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (会計課) 三
- 同 (監理課) 四
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正 (用地課) 五
- 同 (団地販売課) 五
- 建設業法第二十九条第一項の規定による公告
- 基本測量の終了
- 公営企業公告
- 卸し分譲事業者の募集

告示

●群馬県告示第303号

次の免税証について亡失した旨の報告があったので、群馬県県税条例施行規程（昭和39年群馬県訓令乙第10号）第30条の2第2項の規定により無効の告示をする。

平成18年4月11日

群馬県知事 小寺弘之

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
100 リットル券	採石業	G1050 0677	1枚	平成17年10月1日から平成18年3月31日まで	桐生市広沢町1-2523 カナイ石油株式会社	桐生県税事務所	平成18年3月3日

●群馬県告示第304号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により認定した救急病院から次のとおり変更の届出があった。

平成18年4月11日

群馬県知事 小寺弘之

変更年月日	医療機関名	変更事項	変 更 前	変 更 後
平成18年3月18日	公立碓氷病院	開設者	安中松井田医療事務組合	安中市

●群馬県告示第305号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により認定した救急病院から次のとおり変更の届出があった。

平成18年4月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

変更年月日	医療機関名	変更事項	変 更 前	変 更 後
平成18年3月27日	桐生厚生総合病院	開設者	桐生市外六箇町村医療事務組合	桐生地域医療組合

●群馬県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の告示（平成18年関東地方整備局告示第210号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 施行者の名称 群馬県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成4年建設省告示第1817号桐生都市計画、大間々都市計画及び笠懸都市計画下水道事業利根・渡良瀬流域下水道（桐生処理区）
- 3 事業施行期間 平成4年11月17日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地 平成18年関東地方整備局告示第210号の事業地に同じ。

●群馬県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の告示（平成18年関東地方整備局告示第209号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 施行者の名称 群馬県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成14年関東地方整備局告示第83号伊勢崎都市計画、赤堀都市計画、東都市計画及び境都市計画下水道事業利根川佐波流域下水道（佐波処理区）
- 3 事業施行期間 平成14年3月25日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地 平成18年関東地方整備局告示第209号の事業地に同じ。

●群馬県告示第308号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成18年3月23日から適用する。

平成18年4月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

「久保田肇 太田市泉町1446（スタジオジュノ）
有限会社天満屋 太田市西新町93-1（天満屋西新町店）」を「久保田肇 太田市泉町1446（スタジオジュノ）」に改める。

●群馬県告示第309号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成18年3月24日から適用する。

平成18年4月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

「群馬県警察厚生会吾妻支部 吾妻郡吾妻町大字原町21-1（吾妻警察署内）
吾妻町役場 吾妻郡吾妻町大字原町594-3」を「群馬県警察厚生会吾妻支
部 吾妻郡吾妻町大字原町21-1（吾妻警察署内）」に改める。

●群馬県告示第310号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から適用する。

平成18年4月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

「甘楽富岡農業協同組合 富岡市南蛇井493-3（吉田支所）」を
甘楽富岡農業協同組合 富岡市南蛇井4
甘楽富岡農業協同組合 富岡市妙義町諸
甘楽富岡農業協同組合 富岡市妙義町下
93-3（吉田支所）
戸41（妙義支所）に、「碓氷安中農業協同組合 安中市松井田町新井378-1（細野ふれあいセ
高田1297-3（高田支所）」

「碓氷安中農業協同組合 安中市松井田町新井378-1（細野ふれあいセンター）
桐生民主商工会 みどり市笠懸町阿左美2683-17
吉永庫造 みどり市笠懸町鹿62-9
群馬みどり農業協同組合 みどり市笠懸町鹿235-2（笠懸支所）に、「前橋市
大間々商業開発株式会社 みどり市大間々町大間々40（さくらもーる） 群馬み
群馬みどり農業協同組合 みどり市大間々町大間々1524（大間々支所）
群馬県警察厚生会大間々支部 みどり市大間々町桐原1563（大間々警察署内）
群馬みどり農業協同組合 みどり市東町花輪237（勢多東支所）」

農業協同組合 勢多郡富士見村大字石井474（石井出張所）を「前橋市農業協同組合 勢多郡富士見村大字石
どり農業協同組合 勢多郡東村大字花輪237（勢多東支所）」

「上野村森林組合 多野郡上野村大字川和989
井474（石井出張所）」に、甘楽富岡農業協同組合 甘楽郡妙義町大字下高田1297-3（高田支所）を
甘楽富岡農業協同組合 甘楽郡妙義町大字諸戸41（妙義支所）」

「あがつま農業協同組合 吾妻郡中之条町大字赤坂164
あがつま農業協同組合 吾妻郡東村大字五町田368-
群馬県警察厚生会吾妻支部 吾妻郡吾妻町大字原町21
あがつま農業協同組合 吾妻郡吾妻町大字原町607
「上野村森林組合 多野郡上野村大字川和989」に、あがつま農業協同組合 吾妻郡吾妻町大字原町941-

有限会社剣持電気工事 吾妻郡吾妻町大字岩井1177
あがつま農業協同組合 吾妻郡吾妻町大字小泉483(あがつま農業協同組合 吾妻郡吾妻町大字矢倉87-1
あがつま農業協同組合 吾妻郡吾妻町大字本宿360-

(名久田支店)
1(東支店)
-1(吾妻警察署内)

1(原町支店) を「あがつま農業協同組合 吾妻郡中之条町大字赤坂164(名久田支店)」に、「あがつま農業協同組合 吾妻郡高山村大字中山3378(高山支店)」を
太田支店)
(岩島支店)
2(坂上支店) 」

「あがつま農業協同組合 吾妻郡高山村大字あがつま農業協同組合 吾妻郡東吾妻町大群馬県警察厚生会吾妻支部 吾妻郡東吾妻東吾妻町役場 吾妻郡東吾妻町大字原町5あがつま農業協同組合 吾妻郡東吾妻町大あがつま農業協同組合 吾妻郡東吾妻町大有限会社剣持電気工事 吾妻郡東吾妻町大あがつま農業協同組合 吾妻郡東吾妻町大あがつま農業協同組合 吾妻郡東吾妻町大あがつま農業協同組合 吾妻郡東吾妻町大

中山3378(高山支店)
字五町田368-1(東支店)
町大字原町21-1(吾妻警察署内)
94-3
字原町607
字原町941-1(原町支店)
字岩井1177
字小泉483(太田支店)
字矢倉87-1(岩島支店)
字本宿360-2(坂上支店) 」

「佐波伊勢崎農業協同組合 佐波郡玉村町大字樋越72-5(じょう桐生民主商工会 新田郡笠懸町大字阿左美2683-17吉永庫造 新田郡笠懸町大字鹿62-9群馬みどり農業協同組合 新田郡笠懸町大字鹿235-2(笠懸支大間々商業開発株式会社 山田郡大間々町大字大間々40(さくら群馬みどり農業協同組合 山田郡大間々町大字大間々1524(大群馬県警察厚生会大間々支部 山田郡大間々町大字桐原1563

よう支所)

所) を「佐波伊勢崎農業協同組合 佐波郡玉村町大字樋越72-5(じょうよう支所)」に改める。
もーる)
間々支所)
」

公

告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月11日

群馬県知事 小寺弘之

1 処分をした日 平成18年3月28日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 有限会社西武建設設計事務所
 - (2) 主たる営業所の所在地 群馬県高崎市鼻高町1974-1
 - (3) 代表者の氏名 取締役 吉田谷常雄
 - (4) 許可番号 群馬県知事許可 第19115号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項の規定による建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 有限会社西武建築設計事務所は、群馬県高崎市鼻高町1974-1を建設業法第3条に規定されている営業所として群馬県知事から建設業許可を受けているが、同地に営業所としての実体はなく、建設業法第3条に規定されている営業所ではない。一方、同社は千葉県柏市名戸ヶ谷503-5に営業所を設置している。同地には営業所としての実体があり、建設業法第3条に規定されている営業所である。これらの事実により、同社は建設業法第3条及び第9条第1項第2号の規定に基づき、千葉県知事の建設業許可を受けなければならないが、その許可を受けていない。このことが建設業法第29条第1項第2号の2に該当する。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成18年4月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 作業種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間 平成17年6月1日から平成18年3月18日まで
- 3 作業地域 前橋市昭和町地内

公営企業公告

群馬県団地造成事業に関する条例（昭和37年条例第32号）第5条第1項に基づき、群馬県企業局が造成した住宅団地において卸し分譲事業を行う者を募集する。

平成18年4月11日

群馬県企業管理者 関 根 宏 一

1 分譲する宅地及び分譲の条件

団地	保泉ニュータウン及びリバータウン広瀬
用途	住宅用地
所在地	保泉ニュータウン 伊勢崎市境保泉一丁目地内 リバータウン広瀬 伊勢崎市馬見塚町及び境保泉地内
対象区画数	保泉ニュータウン 107区画 リバータウン広瀬 7区画
分譲区画数	3区画から
譲渡価格	分譲区画数に応じて算出する。
宅地の譲渡時期	平成18年6月（予定）
譲受人の資格	良好な居住環境を備えた住宅を建設する事業を行う者で、当該事業を遂行するために必要な資金、信用及び技術的能力を有する者

- 2 申込受付期間 平成18年4月11日から同月17日まで
- 3 申込受付場所 群馬県企業局団地販売課 前橋市大手町一丁目1番1号

毎週火・金曜日発行 定価 （一月一 本号一部） 四、一〇一 八五円 （消費税、 消費税、 地方消費税を含む。） 発行 群馬県 印刷所 TEL 前橋市 〇二市古 七町上 一丁毛 二五目 四一五 九〇新 九一聞 六二 三一社	
--	--